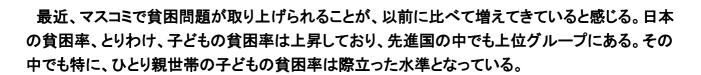
## 三平事務所通信 2016.3.1

# 【コラム】『我が国の子どもの貧困問題』

三平 和男



日本も含め、多くの先進国が所得の再分配を行う構造となっている。「所得の再分配」とは、税金 や社会保険料などの制度を通して所得の高い人から低い人へお金を移動させることを指し、例えば、 高所得者は所得税を多く支払い、低所得者は税金を免除されたり児童扶養手当などの給付を受け たりすることで双方の格差が縮小し、低所得者の貧困率が下がるという仕組みである。

ところが日本の場合、国民年金や国民健康保険の逆進性が高く(低所得者ほど負担が重い)、かえって貧困率が上昇する結果となっている。最低生活水準を下回る収入で生活している世帯のうち、実際に生活保護を受けている人の割合を示す「補足率」は、日本では20%以下と他の先進国を大幅に下回る現実があり、最低生活水準であっても、社会保険料や税を負担しているケースが多いためである。

生活保護が最後のセーフティネットの役割を果たしているのかという疑問を感じるところであり、日本における所得再配分の貧困削減効果は先進国に比べてかなり低い。

ひとり親世帯の多くは母子家庭であるが、母子家庭に関する政策は、生活保護による現金・現物給付から就労という自立の促進へと変わってきており、母子世帯に対する経済的支援は縮小されている。しかし、就労による自立を図るためにも、子どもが十分な教育を受けられるような支援が急務といえるのではないだろうか。

日本の母子世帯数は近年急速に増加しており、子どもを持つ世帯全体に占める比率は、「国民生活基礎調査」の推計値では1986年の3.5%に対して2006年は6.1%となっている。その原因は「平成18年度全国母子世帯等調査結果」によると、1985年では3分の1強が夫との死別によるものであるのに対して、2006年では死別が1割未満と激減し、一方、離婚による母子家庭は全体の8割近くまで占められるようになったことにある。

死別の母子家庭であれば、夫が国民年金加入者であった場合、子が18歳に達するまで遺族年金の制度、夫がサラリーマンであった場合、遺族厚生年金の制度があるなど、一定の所得保障がなされている。一方、離婚による母子家庭では、年金制度による給付はなく、児童扶養手当のみという大変厳しい状況にある。

子どもの貧困問題は、社会保障制度の改革だけで解決しうるものではなく、雇用政策、教育政策など複合的な視点で考えていかなければならない重要な国家的課題である。

#### ≪事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン≫

厚生労働省は平成28年2月23日に「事業場における治療と職業生活の両立支援のための ガイドライン」を公表しています。

このガイドラインは、治療技術の進歩等により、がん、脳卒中などの病気が「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化していることや仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられることなどを鑑み、治療と職業生活の両立に悩む事業場が少なくないことから、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものです。

#### 【ガイドラインのポイント】

- く治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備>
- 〇 労働者や管理職に対する研修などによる意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口を明確化
- 〇 時間単位の休暇制度、時差出勤制度などを検討・導入
- 主治医に対して業務内容などを提供するための様式や、主治医から就業上の措置などに関する意見を求めるための様式を整備
- <治療と職業生活の両立支援の進め方>
- 労働者が事業者に支援を求める申出(主治医による配慮事項などに関する意見書を提出)
- 〇 事業者が必要な措置や配慮について産業医などから意見を聴取
- 事業者が就業上の措置などを決定・実施(「両立支援プラン」の作成が望ましい)
- くがんに関する留意事項>
- 治療の長期化や予期せぬ副作用による影響に応じた対応の必要性
- 〇 がんの診断を受けた労働者のメンタルヘルス面へ配慮

### ≪女性活躍推進法について≫

厚生労働省は、女性活躍推進法(※)が従業員300人以下の中小企業に対しては努力義務となっていることへの対策として、平成28年度より女性活躍推進事業をスタートさせる方針です。

平成28年度は女性の活躍が比較的進んでいるサービス業、卸売、小売から着手し、翌年 度以降他業種へ展開していく予定となっています。

具体的には経済団体等への委託により、委託先の経済団体等に「女性活躍推進センター」(仮称)を設置し、傘下企業を対象に説明会の実施や専門のアドバイザーによる電話相談・個別訪問、助成金の支給などの支援を行うこととしています。

※女性活躍推進法:急速な少子高齢化対策の一環として施行された。自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、行動計画の策定・届出・公表などを従業員300人以上の企業に義務づけている(300人以下は努力義務)。

女性活躍推進法については、厚生労働省HP:女性活躍推進法特集ページでご確認いただけます。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html

社会保険労務士法人 三平事務所 東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F TEL:03-3504-0071/FAX:03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。